



平成 26 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社シマノ  
代 表 者 名 代表取締役社長 島野容三  
(コード番号：7309 東証第一部)  
問 合 せ 先 経理部長 井上伸宏  
(TEL 072-223-3254)

#### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続について

当社は、平成 20 年 1 月 22 日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決議し、また、平成 20 年 3 月 27 日開催の第 101 期定時株主総会にて導入についてのご承認をいただきました。平成 23 年 3 月 30 日開催の第 104 期定時株主総会にて、その一部を修正し（以下、修正後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）、その継続についてご承認をいただいております。本プランの有効期間は、平成 26 年 3 月 27 日開催予定の第 107 期事業年度に係る定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、平成 26 年 2 月 5 日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しないことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

当社は、平成 20 年 1 月 22 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、平成 23 年 3 月 30 日開催の第 104 期定時株主総会におけるご承認を得て、本プランを更新いたしました。

しかしながら、本プラン導入時とは当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する整備が浸透しており、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの導入目的も一定程度担保されるようになりました。

このような状況を踏まえ、今後の本プランの取扱いについて社内で慎重に検討してまいりましたが、本日開催の取締役会におきまして、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを終了し継続しないことを決議いたしました。当社は、今後とも企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に全力で取り組んでまいります。

なお、当社は、本プランの非継続後も当社株式の大量買付けが行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしてまいります。

以上